

欧米豪向け観光プロモーション動画制作等業務委託仕様書（企画提案時）

本仕様書は「欧米豪向け観光プロモーション動画制作等業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 委託事業名

欧米豪向け観光プロモーション動画制作等業務委託

2 業務の趣旨・目的

ターゲットとなる欧米豪旅行者や高付加価値旅行者に対して、これまでに制作した動画及び本業務で制作する動画を活用し、効果的かつ戦略的なプロモーションを行うことで、本市の認知拡大や訪問意欲の向上につなげていくもの。

また、配信結果を踏まえて、ターゲットとする国の選定やターゲット国毎の訴求コンテンツの検討を行い、今後の効果的なプロモーションにつなげていくもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の概要

欧米豪旅行者や高付加価値旅行者をターゲットとして、福岡で体験できる観光コンテンツの魅力を伝え、実際の体験を想起させる動画を制作すること。動画には、甲が造成した体験コンテンツ（概要は、以下（1）に記載）を取り入れること。

また、制作した動画は、甲が保有するオウンドメディア（以下（2）に記載）への掲載のほか、多様な広報媒体を用いた拡散施策を行うこと。

（1）体験コンテンツ

- ① 屋台体験
- ② 博多伝統芸能及び博多川下り
- ③ 博多湾クルージング
- ④ 博多水引体験
- ⑤ マリンアクティビティ
- ⑥ 志賀海神社の朝の特別祈願と禊体験
- ⑦ 玄界灘船釣り
- ⑧ 荘厳寺での数珠作りと仏像鑑賞
- ⑨ 勝間海岸でビーチコーミングとアート体験
- ⑩ 博多織工場見学と黒木織物でのテーブルランナー作り

- ⑪ 二見ヶ浦海岸サンセットサイクリングと史跡めぐり
- ⑫ 玄界灘島めぐりボートツアー
- ⑬ 西ノ浦で木のトレー作成

(2) 活用を想定しているオウンドメディア

- ① YouTube : fukuoka360 (https://www.youtube.com/channel/UCqSeVpni31TL_PbUC1RFw7g)
- ② Instagram : fukuoka360 (<https://www.instagram.com/fukuoka360/>)
- ③ Web サイト : 福岡市外国人向け観光情報サイト (<https://gofukuoka.jp/>)
- ④ デジタルサイネージ : 交通結節点や市内各所に設置されたサイネージ

5 業務の内容

(1) 動画制作・拡散施策

① 本市の体験コンテンツの魅力を伝える動画制作

ア 4 (1) に記載する体験コンテンツの魅力を伝える動画を制作すること。

イ 視聴してもらうことを最優先とし、他の観光動画に埋没せず、印象に残るような動画とすること。

ウ ターゲットとする欧米豪旅行者や高付加価値旅行者の嗜好に合わせた動画とすること。

エ 制作本数は、少なくとも横型の長尺動画 1 本と短尺動画を 2 本、縦型の長尺動画 1 本と短尺動画を 2 本の計 6 本を制作すること。短尺動画は、4 (1) に記載する体験コンテンツを複数バランスよく組み合わせた構成とし、長尺動画は短尺動画の総括動画となるような編集とすること。なお、横型動画は 4 (2) ①③④、縦型動画は 4 (2) ②に記載するメディアでの活用を想定している。

オ 長尺動画は 90 秒程度、短尺動画は 30 秒程度と想定しているが、4 (2) に記載するメディアの特性やターゲットの嗜好、視聴行動等を踏まえ、効果的な情報発信となるよう最適な構成とすること。

② 動画の仕様等

ア 必要に応じてモデル等を起用することとし、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。

イ 横型はアスペクト比 16 : 9 (1,920×1,080px)、縦型は主にスマートフォンで視聴することを想定したアスペクト比 9 : 16 (1,080×1,920px) とする。

ウ テロップは多用せず、ノンバーバルでも通じる情報発信を意識すること。テロップを使用する場合、言語は英語とし、ネイティブスピーカーによる確認を行うこと。

エ 動画の雰囲気やコンセプトに合った BGM を設定すること。

オ 動画の視聴意欲を引き立てるようなサムネイルを作成すること。また、甲のオウンドメディアのうち、SNS 投稿用の文案を制作するほか、4 (2) ③に記載する Web サイト (福岡市外国人向け観光情報サイト) 掲載用の動画内で取り上げた体験コンテンツなどを紹介する記事を短尺動画に合わせて 2 本以上制作すること。

- カ 福岡市の現在の魅力を伝えるため、映像は新たに撮影すること。
- キ 制作にあたっては、撮影に係る調整の他、Web サイトや SNS への掲載に関する一切の調整を行い、同意を得ること。
- ク 動画の完成までに、甲による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。
- ケ 甲のオウンドメディアへの投稿及びデジタルサイネージへの放映手続きは甲にて行うものとする。

③ 拡散施策

- ア 本業務で制作する観光プロモーション動画及び本市が過去に制作した欧米豪向け観光プロモーション動画を活用し、訪日旅行を検討しているメインターゲットに訴求する大手 Web メディア上で広告配信を行うこと。Web メディアは複数でもよいものとする。

○過去に制作した動画

掲載場所：YouTube「fukuoka360」

https://www.youtube.com/channel/UCqSeVpni31TL_PbUC1RFw7g

対象動画：Where is he? 横型動画 4 本、縦型動画 4 本

FOCUS IN FUKUOKA 横型動画 4 本、縦型動画 5 本

- イ LP は 4（2）③に示す Web サイト（福岡市外国人向け観光情報サイト）とする。

④ 企画提案内容

- ア 本業務は、欧米豪旅行者や高付加価値旅行者に対して、福岡市の認知を高めることを目的としていることから、動画制作と拡散施策の一体的な戦略を定めて示すこと。その戦略内にある動画制作については方針やコンセプトを、拡散施策については広告配信の媒体（具体名）、内容（特徴や効果も含めて）、形式、実施計画を提案すること。
- イ ターゲットは欧米豪全体であるが、注力する国について訪日状況や福岡誘客の可能性、消費、4（1）に記載する体験コンテンツとの親和性の観点等から数カ国に絞り、詳細の国名を根拠と共に提案すること。
- ウ 動画の企画にあたっては、4（1）に記載する体験コンテンツから複数を選定のうえ、組み合わせることとし、その選定理由とターゲットとの親和性が分かるよう提案すること。
- エ 動画のトンマナを示すために、乙が過去に制作した既存の動画で類似するものを提示すること。企画書には該当動画の QR コードを記載し、二次審査（プレゼンテーション）では該当動画を放映すること。ただし、トンマナとして示すために乙が制作していない動画を提示する場合は、“レファレンス動画”として記載し、1 つのみ示すこと。
- オ LP への遷移率を高める効果的な策を提案すること。
- カ 動画の撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。
- キ 以上を踏まえた KPI について、YouTube の総再生回数 100 万回、視聴維持率 60%、Instagram の総再生回数 30 万回を最低目標値とするが、乙が提案する拡散施策等を踏まえ、最低目標値を超える見込みがある場合はその数値を提案すること。また、それ以外の KPI もあれば併せて提案すること。なお、上記の KPI については、5（1）③の取組みにより達成すること。

(2) 効果検証及び次年度以降の施策提案

乙は、本業務で制作する観光プロモーション動画及び本市が過去に制作した欧米豪向け観光プロモーション動画について、単なるリーチ数や再生回数等の実績確認にとどまらず、ターゲットの反応や行動変容につながる要因を把握する観点から分析し、次年度以降の施策に資する提案を行うこと。

なお、分析に当たっては、以下の観点を含めること。

① ターゲット分析

国・地域、年齢層、性別等の属性ごとの効果を分析し、特に反応が高かったターゲット層及びその要因を整理すること。

② クリエイティブ分析

動画ごとの実績を比較するとともに、動画内で紹介したコンテンツ毎の反応を分析し、どのようなテーマや表現がターゲットに効果的であったかを整理すること。

また、可能な範囲で動画内のシーン単位や構成要素ごとの評価・分析を行い、今後の拡散施策やコンテンツ制作に活用できる知見を抽出すること。

③ 媒体分析

本業務で制作した観光プロモーション動画については SNS や動画配信サービス、その他活用した広告媒体ごとの効果を比較し、ターゲットごとに最適な媒体及び配信手法について整理すること。

④ 配信時期分析

広告配信結果や旅行需要の動向等を踏まえ、効果が高い配信時期などを分析し、効果的な配信時期を整理すること。

⑤ インサイト分析

動画のエンゲージメント状況等を分析し、本業務の課題及び改善点を整理すること。

⑥ 費用対効果分析

広告費及び媒体別の実績を踏まえ、費用対効果を分析し、より効率的な予算配分の方方向性を整理すること。

(3) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(2)の効果検証及び次年度以降の施策提案の内容について詳細に記載すること。

(4) 成果物

① 動画データ一式 (MP4 及びWMV形式)

※テロップ等がない白素材も納品することとしmov形式とすること。

② サムネイル画像データ一式 (jpeg形式)

③ オウンドメディア投稿文案 (SNS及びWebサイト、日本語及び英語、Word/Excelのように編集で

きる形式)

④ 報告書 (PDF形式)

(5) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課

(6) その他

- ① 事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ② 本仕様書6以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④ 上記5の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤ 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
- (2) 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

① 契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。

② 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

③ 委託契約金額には、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一切を含む。

④ 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属する。

⑤ 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。